

国立健康・栄養研究所との 統合について

平成26年10月29日

(独)医薬基盤研究所

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の概要

独立行政法人改革に関する閣議決定や、日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を統合し、医薬品及び健康・栄養に関する研究等を実施する独立行政法人とする。

- ※ 両法人の統合により、医薬品等に関する専門性と食品・栄養等に関する専門性の融合が図られ、生活習慣病対策への応用、医薬品と食品の相互作用による研究の促進等の効果が期待される。
- ※ 日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、医療分野の研究開発に係る研究費の配分・評価業務等を担う独立行政法人日本医療研究開発機構が設立されるが、同法人の設立については、医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の統合によって生じる法人数を充てることとする。

改正の概要

1. 新法人の概要

- 新法人の名称は「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とし、主たる事務所の所在地は大阪府とする。
- 新法人は、現在の医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の業務を基本的に引き継ぐ。
 - ※ 医薬基盤研究所の研究開発に係る研究費の配分・評価業務及び創薬支援業務は、独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき設置される同機構に移管される。

2. 国立健康・栄養研究所の解散

- 国立健康・栄養研究所を解散し、その権利・義務を医薬基盤・健康・栄養研究所に承継する。

公布日

平成26年5月21日（5月14日に成立）

施行期日

公布の日（平成26年5月21日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
※平成27年4月1日を予定。日本医療研究開発機構も同日に設立予定。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針

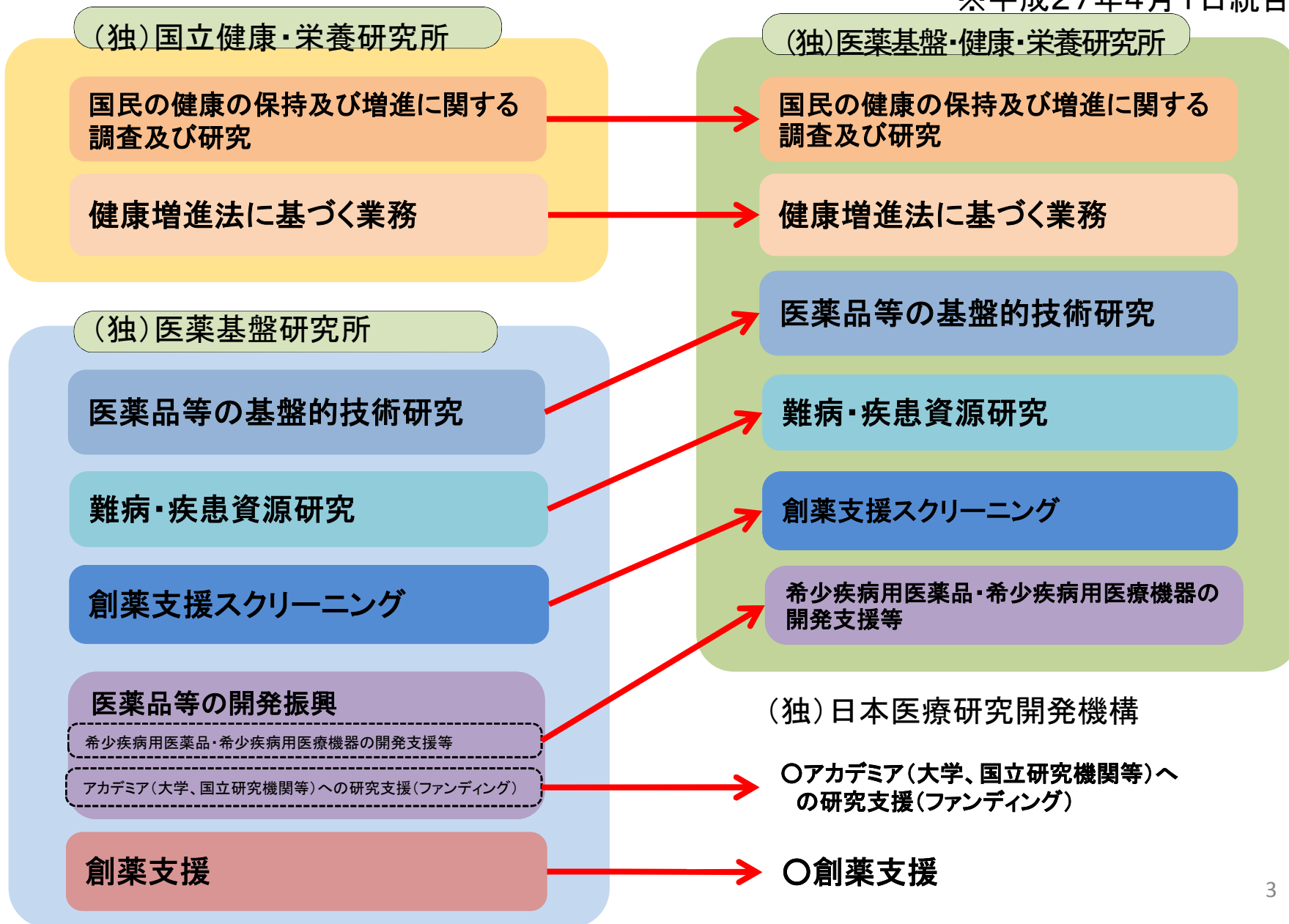
(平成25年12月24日閣議決定)

【国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所】

- 上記2法人を統合し、研究開発型の法人とする。
- 医療分野の研究開発に係るファンディング機能を集約して一元的な研究管理を行う独立行政法人日本医療研究開発機構(仮称)の設立に当たっては、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「スクラップアンドビルド原則に基づき行うこととし、公的部門の肥大化は行わない」とされていることを踏まえ、当該法人の設立に伴う法人数1の増は、上記2法人の統合による法人数1の減をもって充てる。
- 医薬基盤研究所がこれまで実施してきた医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援業務は、所要の人員も含め日本医療研究開発機構(仮称)に移管する。
- 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、健康・医療戦略(平成25年6月14日関係大臣申合せ)において、「希少疾病用医薬品・医療機器の指定制度・助成金や専門的な指導・助言体制の充実・強化を行う」とされたことを踏まえ、上記2法人の統合後の法人において、その充実・強化を図る。
- 国立健康・栄養研究所による栄養表示に関する収去試験の実施は、今後、食品表示法に基づく民間の登録検査機関による実施状況に応じて、縮小する。

(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所の業務について

※平成27年4月1日統合予定



法人の統合における基本方針について

インハウス研究の推進

- ・健康・栄養に係る我が国の公衆衛生推進のためのエビデンスの構築
 - ・医薬品開発に共通的なプラットフォームの確立
- など、公的研究機関ならではのインハウス研究を着実に推進。

※インハウス研究: 試験研究機関が運営費交付金で行う試験研究

組織体制の見直し

- ・総務部門、企画・立案部門の体制整備
 - ・大阪と東京の連携を図るため、ITの活用と体制強化
- などにより、効率的な運営を実現。

シナジー効果に基づく共同研究

- ・(独)医薬基盤研究所と(独)国立健康・栄養研究所の統合によるシナジー効果を最大限発揮するための共同研究の実施。

(独)医薬基盤研究所

(参考)

沿革・組織等

【創 設】平成17年4月1日 【本部所在地】大阪府茨木市

【主な組織】①本所(大阪)

②薬用植物資源研究センター(北海道研究部、筑波研究部、種子島研究部)

③霊長類医科学研究センター(つくば)

④創薬支援戦略室(東日本統括部、西日本統括部)

【役職員数】95名(常勤) *平成26年4月1日現在

【予 算】75.4億円(平成26年度運営費交付金) うち 先駆的研究発掘支援事業 28.5億円
希少疾病用医薬品等開発支援事業 9.6億円
創薬支援ネットワーク事業 8.5億円



目 的

医薬品等及び薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術等の向上のための基盤の整備を図り、もって、国民の保健の向上を図る。

特 徴

創薬支援に特化した我が国唯一の研究型独立行政法人

下記の4事業により、民間企業、大学等における新たな医薬品等の開発を目指した研究開発を支援

①医薬品等の基盤的技術研究⇒医薬品等の開発に資する共通的技术の開発

②創薬支援 ⇒アカデミアの優れた基礎研究の成果を医薬品としての実用化につなげるための支援

③医薬品等の研究開発振興 ⇒研究の委託、資金の提供、成果の普及

④難病・疾患資源研究 ⇒研究に必要な生物資源の供給及び研究開発